

大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業 よくある質問

Q 申請はどのタイミングですればいいですか。申請期限はいつですか。

- 一連（各ステージ毎の）治療が終了してから申請していただくことになります。治療が終了した時とは、妊娠判定を行ったとき、もしくは医学的見地より医師の判断で治療を中断したときのいずれかとなります。
- また、複数回（2回以上）分をまとめて申請することもできます。申請書、受診等証明書、領収書はそれぞれの治療分が必要ですが、それ以外の住民票、戸籍抄本等は、各1部ずつで構いません。
- 申請期限は、治療終了日の属する年度の翌年度4月末が申請締切日になります。なお、**令和2年度分の申請に限り、令和3年6月末まで申請期限を延長**しています。
（例 令和2年4月1日～令和3年3月31日に終了した治療分→令和3年6月末まで）
（例 令和3年4月1日～令和4年3月31日に終了した治療分→令和4年4月末まで）

Q 特定不妊治療費助成の申請に必要な書類は何ですか。

- ① 大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書
 - ② 大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（医療機関発行のもの）
 - ③ 住民票（原本（続柄記載）・発行日より3ヶ月以内のもの）
 - ④ 夫婦であることを証する書類（戸籍抄本：原本・発行日より3ヶ月以内のもの※初回申請時のみ）
 - ⑤ 夫及び妻の所得額を証明する書類（原本）
※**令和3年4月1日以降に終了した治療分における申請には所得証明不要**
 - ⑥ 領収書（原本）
※⑤⑥については原本照合によりコピー対応可
- 1子ごとの助成回数（助成回数のリセット）とする方は、出産に至った場合、住民票（世帯全員）及び戸籍謄本（全部事項証明）、又は妊娠12週以降に死産に至った場合、死産届の写し等が必要です。
 - 事実婚関係の方は、両人の戸籍謄本、住民票、及び「事実婚関係に関する申立書（様式第14号）」が必要です。

Q 所得を証明する書類は、何年のものを用意すればよいですか。

- 令和3年3月31日以前に終了した治療に対して、前年分の所得証明が必要です。令和3年4月1日以降に終了した治療に対しては不要です。
 - ・ 令和3年5月末までの申請→令和2年度市民税・府民税の証明書類
 - ・ 令和3年6月以降の申請→令和3年度市民税・府民税の証明書類（令和2年度証明書であつても可）
- ※**コロナ特例対象者の方は、令和3年4月1日以降も所得証明が必要**

大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業 よくある質問

Q 領収書は、助成対象となる費用の全てについて添付が必要ですか。

- 治療期間内の助成対象となる費用の合計額が助成金の上限額を超えている場合は、上限額以上の額の領収書を添付いただければ大丈夫です。

【治療ステージ B（上限額 30 万円）のケース】

例 1：治療費 45 万円の場合 30 万円を超える領収書

例 2：治療費 20 万円の場合 全ての領収書

Q 所得制限が撤廃されていますが、どの治療期間のものが対象になりますか。

- 令和 2 年 10 月 1 日以降に開始した治療（市独自事業）、又は令和 3 年 1 月 1 日以降に終了した治療（国制度拡充）が対象となります。
 - ・ 治療開始日が R2.10.3 で終了日が R2.11.5○ →拡充前の助成内容（市独自事業）
 - ・ 治療開始日が R2.6.10 で終了日が R3.3.15○ →拡充後の助成内容
 - ・ 治療開始日が R2.6.10 で終了日が R2.11.15× →助成対象外

Q 大阪市外の医療機関で特定不妊治療を受けたのですが、助成の対象になりますか。

- 病院の所在する都道府県・政令指定都市、中核市の指定を受けている場合は、助成の対象となります。全国の指定医療機関一覧は厚生労働省ホームページに掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>

Q 申請金額を書き間違えましたが、訂正印で修正してもいいですか。

- 申請金額の訂正はできません。お手数ですが、書き直していただきますようお願いいたします。

Q 申請してから助成金が振り込まれるまでどのくらいかかりますか。

- 書類の不備等が無ければ申請書受理日から概ね 3 ヶ月後に指定口座への振り込みを行います。振り込み前に、決定額の通知書を送付します。
- 婚姻後、大阪市内に転入された方については、転入前の自治体に不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成を受けているかどうかの照会が必要なため、さらに時間がかかる場合があります。

Q 初回治療開始年齢とは何ですか。

- 初回治療開始年齢とは、初めて助成を受けた治療に対する医師が作成する証明書の治療開始日における妻の年齢となります。それによって、助成を受けられる回数が変わります。
- 治療開始日とは、採卵のための投薬開始日、もしくは以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を行うための投薬開始日となります。

大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業 よくある質問

Q こどもを出産していれば、助成回数がリセットされると聞いたが、何回助成を受けられますか？

- 助成を受けた後、子を出産又は妊娠 12 週以降に死産し、次の子を得るために行った治療については、その次の子を得るための治療の初回の開始日時時点の妻の年齢に応じた回数にリセットして助成を受けることができます。
 - ・ 次の子の治療開始した日が 40 歳未満→6 回
 - ・ 次の子の治療開始した日が 40 歳以上 43 歳未満→3 回
- **過去の助成回数すべてがリセットされるわけではなく、1 子ごとに対して通算回数をカウントしますので留意してください。**

Q 43 歳以上は対象外とあるが、どの時点で 43 歳だと申請不可となるのですか。

- 治療開始時点で 43 歳になっている治療の申請はできません。治療開始時に 42 歳である場合は、治療終了時点で 43 歳でも申請可能です。

Q 新型コロナウイルスの影響により治療開始時の年齢制限が 43 歳まで助成対象となっていると聞いたが対象になりますか。

- 特例の対象は、令和 2 年 3 月 31 日時点において、妻の年齢が 42 歳の方（**誕生日が昭和 52 年 4 月 1 日～昭和 53 年 3 月 31 日の方**）であって、それ以外の方は特例措置の対象となりません。
- ただし、令和 2 年 3 月 31 日時点において、**事実婚の方、通算助成回数が上限に達している方、所得の合計額が夫婦合算で 730 万円を超えている方（令和 2 年 10 月 1 日以降に治療開始している場合、所得制限はありません）**は特例の対象外となります。

Q 採卵・受精後に胚を凍結し、数か月あけて胚移植を行いました。間があいた治療だが申請できますか。治療ステージは B か C、どちらに該当しますか。

- 【治療ステージ B】では、採卵から胚移植までの間隔を 1～3 周期程度としていますが、これは目安なので、間隔が 4 周期以上であっても、医師が一連の治療として行っているのであれば【治療ステージ B】とみなします。
- ただし、採卵・受精について既に【治療ステージ D】で助成金を受けている場合、又は採卵から胚移植までを一連の治療とみなせない場合は、【治療ステージ C】になります。

Q 2 段階移植として、採卵を 2 回行い、それぞれ移植しましたが、この場合、2 回分の申請ができますか。

- 1 回の妊娠を求めた一連の治療となりますので、この場合は 1 回分の申請となります。